

(2) 海外遠征激励費支給事業要綱

1 趣 旨

本県競技水準の向上を目的とする競技力向上事業の一つとして、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の加盟競技団体（以下「加盟競技団体」という。）の選手及び指導者等が、海外で開催される公式競技会等に日本代表として選考され参加する場合、当該競技の競技力向上を期待して、本協会会長（以下「会長」という。）が当該競技者及び指導者等に激励費を支給する。

2 公式競技会等

公式競技会等とは、次に掲げる競技会とする。

- (1) オリンピック大会
- (2) アジア大会
- (3) ユニバーシアード大会
- (4) 競技別世界選手権大会及び世界ジュニア選手権大会
(競技別国際連盟が開催するもので、世界を6地区に大別した3地区以上からの参加があるもの)
- (5) 競技別アジア選手権大会及びアジアジュニア選手権大会
(競技別アジア連盟が主催するもので、6カ国以上からの参加があるもの)
- (6) 上記(1)～(5)に準ずる競技会で、会長が特に本県の競技力向上に有効であると認める場合

3 激励費の支給の決定

- (1) 会長は、加盟競技団体から補助金の交付申請書（様式1-2）の提出があり、提出された事業計画書について、SSP基金等管理委員会が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。
申請書は、原則として派遣日程の初日の20日前までに提出されるものとする。
- (2) 加盟競技団体以外の者でオリンピック大会に出場が決定した選手及び指導者等に対し、会長が審査し支給する。
- (3) 激励費の交付の申請が到達してから当該申請に係る激励費の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。
- (4) 実績報告書は、様式4-3のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年度から適用する。
- 2 平成23年6月10日一部改正
- 3 平成23年7月18日一部改正
- 4 平成24年6月8日一部改正
- 5 平成25年4月1日一部改正

- 6 平成26年4月1日一部改正
- 7 平成26年6月10日一部改正
- 8 平成28年3月10日一部改正
- 9 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。
- 10 令和3年4月1日一部改正、同日施行。